

第2章

子育てをしているすべての家庭のために

Chapter2

第1節 地域の様々な子育て支援サービスの充実とネットワークづくり等の推進

1 地域における子育て支援サービスの推進

次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての市町村及び都道府県においては、2004（平成16）年度末までに、国が定める指針（行動計画策定指針）に即して、「地域の子育て機能の再生」等のための具体的な取組方策を掲げた行動計画を策定することになっており、地域の実情に応じて、次世代育成支援に関する総合的かつ具体的な取組を盛り込むことが求められている。また、次世代育成支援対策推進法と併せて成立した改正児童福祉法（平成15年法律第121号）においては、子育て支援事業（居宅における支援、短期預かり支援、相談・交流支援）が法定化されるとともに、市町村はその実施の責務を有することになった。今後、市町村において子育て支援事業の充実・強化が図られるとともに、市町村及び都道府県行動計画に位置づけられることにより、真に実効性のある取組が進められることが重要である。

また、地域により少子化の状況は様々であり、政府は、地方公共団体が、子育て支援の一層の推進に向けて、育児相談事業、子育て支援施策の実施計画策定経費等、地域の実情に応じた様々な取組を総合的に実施できるよう、財政措置を講じた（約1,300億円（平成15年度地方財政措置））。

（1）一時預かりサービス（一時保育）の推進

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時の保育等に対する

需要に対応するため、一時保育促進事業を1990（平成2）年度から実施している（2003（平成15）年度実施箇所数 4,959か所（2004（平成16）年度新エンゼルプラン目標値 3,000か所））。

（2）地域子育て支援センターの設置促進

1993（平成5）年度から地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、保育所において地域の子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援センター事業を実施しており、これまでその設置箇所数を増加させ拡充を図ってきた。

地域子育て支援センターでは、次の5事業から地域の実情に応じた3事業（小規模型では2事業）を選択して実施することとなっている。

- 育児不安等についての相談指導
- 地域の子育てサークル等への育成・支援
- 乳児保育や特別保育事業の積極的実施・普及促進の努力
- ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等
- 家庭的保育を行う者への支援

第2-2-1表 地域子育て支援センターの設置箇所数の推移

年度	1999 (平成11)	2000 (12)	2001 (13)	2002 (14)	2003 (15)
箇所数	997	1,376	1,791	2,168	2,499
うち従来型	668	844	1,015	1,198	1,362
うち小規模型	309	532	776	970	1,137

(3) つどいの広場の設置促進

少子化、核家族化等を背景として、子育て中の親等からは、「身近なところでいつでも気軽に親子で集える場所」が求められている。このため、2002（平成14）年度から、概ね3歳未満の乳幼児とその親が気軽に集まり、相談、情報交換、交流ができる「つどいの広場」事業を実施している。「つどいの広場」については、NPOをはじめとする多様な主体により、余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗などを活用しつつ、身近な場所での設置を推進する。2004（平成16）年度においては、85か所から500か所への大幅増などの支援の充実を図っており、地域における子育て支援の中核をなすものとして、今後、更なる展開が期待されている。

(4) 幼稚園における子育て支援活動

近年、幼稚園は、地域の幼児教育のセンターとして、子育て支援機能を持ち、いわば「親子の育ちの場」という役割を果たすことが期待されるようになってきている。このため、幼稚園における相談活動や未就園児の親子登園、園庭・園舎の開放、通常教育時間の前後などに行う「預かり保育」（全国の約7割の幼稚園で実施）などの子育て支援を推進しており、2003（平成15）年度には、子育て支援の取組をしている幼稚園は全体の約77%に上っている。

(5) シルバー人材センターによる子育て支援サービス

2003（平成15）年度から、高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用作り子育て支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活用されている。

(6) 商店街の空き店舗を活用した取組

かつて地域経済の中心であった商店街は、近年、空き店舗の増加等により、その魅力は低下している。商店街の活性化は、地域経済の活性化、地域社会の形成にとって重要な要素となっており、商店街における空き店舗の解消・活用は、商店街における大きな課題となっている。

一方、本格的な少子・高齢社会の到来、女性の社会進出など社会環境が大きく変化し、働く女性が利用しやすい場所での子育て支援サービスの提供が緊急の課題となっている。

このため、商店街の空き店舗を活用して、地域社会において子育て支援や高齢者向けの交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置することにより、空き店舗の解消と少子・高齢社会への対応を図り、商店街に賑わいを創出することで商店街の活性化を図るための施策を講じた。

具体的には、商店街振興組合、商工会、商工会議所、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が、商店街の活性化を図るために商店街の空き店舗を活用して保育サービス施設や親子・高齢者交流施設などのコミュニティ施設を設置・運営しようという自主的な取組を地方公共団体が支援する場合に、国が施設の設置・運営に要する経費の一部を補助した。

神奈川県川崎市の事例

川崎市にあるモトスミ・オズ通り商店街では、2003（平成15）年度に商店街の空き店舗を活用して、地域住民を対象とした親子交流施設を設置、保育士による託児サービスを行っている。また、大学生ボランティアと連携した子どもの遊び場・学びの場を設置しており、これにより、商店街が地域に密着した子育て支援サービスを提供することが可能となり、新たな来街者層の開拓に寄与するとともに、大学生との連携事



業では、核家族化で途絶えがちになっている世代間交流の促進が図られている。このほか、特色のある取組としては、ボランティア・サークルの活動報告会などのイベントも実施し、商店街を地域のボランティア活動の拠点として位置づけ、多様な層の地域住民の来街を促すことにより地域の活性化と商店街の活性化を図る事業を展開している。



愛知県名古屋市の事例

名古屋市にある柳原通商店街では、2003（平成15）年度に特定非営利活動法人（子育て支援のNPOまめっこ）が商店街の空き店舗を活用して子育て支援施設を開設し、親子のための広場として地域で孤立しがちな子育て中の親子同士の交流を図るとともに、子育て相談や保健師との交流会、子どもの体重測定会などのイベントを催すなど、商店街や地域住民との交流の中で子育て支援活動に取り組んでいる。商店街としても



当施設の開設を機に、商店街の賑わいを作り地域の子どもたちと一緒に育てていくため、フリーマーケットや夏祭りなどのイベントを協働して実施するなど連携を図っている。高齢化している商店街に、これまであまり縁のなかった子連れの若い主婦層が来街することで、商店街関係者に子育てを考える機会を与え、地域ぐるみの子育ての土壌を育てている。



(7) 市民活動活性化モデル事業

子育て、まちづくりなどの分野で、女性や高齢者が中心となっていく市民活動の事業化を初期段階で支援するとともに、その成果を全国に普及する事業（2002（平成14）年度から2004（平成16）年度）を行っている。これにより、少子・高齢社会の進展の中で女性や高齢者の社会参加、労働参加を円滑化している。

具体的には、

子育ての経験が豊富な女性等が、働く女性の子育て支援を目的に、子育て相談や子ども向け講座などのサービスを提供する。

同じく子育ての経験が豊富な女性等が、地域の農家や商店街と連携し、ユニークな教育プログラムを作成、提供する。

などの事業を支援してきた。

こうした支援により、女性が女性の社会進出を支援し、新たな社会参加を誘発する好循環を創出する。

2 地域における子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育て支援総合コーディネーター事業の実施

現在、各市町村において様々な子育て支援サービスが展開されているが、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握する手段が多岐にわたりの確な情報を得られにくい状況にある。このため、2003（平成15）年度から、一時保育、つどいの広場事業及びNPO等の民間団体が実施する子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行う「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センターやNPO等の委託により配置し、個々の子育て家庭がその状況に応じた適切なサービスを選択し、利用することができるよう支援する事業を推進している。

(2) 子育てサポーターの養成・配置

子育てやしつけに関する悩みや不安を解消するためには、子どもを持つ親と地域の子育て経験者が交流する機会を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりが重要である。

このため、2003（平成15）年度においては、子育て中の親の身近な相談相手として、子育てやしつけについて気軽に相談にのったりきめ細かなアドバイスなどを行う「子育てサポーター」を養成・配置し、子育てに関する相談体制の充実を図った。

3 地域における小児医療等の充実

(1) 小児医療体制の充実

小児救急医療については、少子化が進行する中で、今後のわが国の社会を担う若い生命を守り育てるため、保護者の育児面における安心の確保を図るといった観点から、その体制の整備が急務となっている。

小児救急医療体制の整備については、一般の救急医療の場合と同様に、初期（主として外来医療「かかりつけ医」）、二次（入院が必要な重症患者に対応）、三次（救命救急センター）の体系に沿い、地域ごとの実情に応じた機能分化と連携に配慮した体制の整備を図るとの方針の下、二次医療圏単位で当番制により小児救急対応が可能な病院を確保する「小児救急医療支援事業」の実施や、二次医療圏単位での体制の構築が困難な地域において、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」を整備するなど、全国的な体制の整備に取り組んでいる。

また、小児の急病も含む地域の医療については、保護者の大病院指向により、多数の軽症者を含む小児患者が夜間、病院へ集中し、これに伴い病院勤務の小児科医への負担が増大するなど、様々な問題が生じている。しかしながら、政府としては、まずは地域に密着した第一線の機関であるかかりつけ医によって包括的な対応

が図られることが適当であるという観点から、
 全国共通番号（#8000）で保護者が夜間等に安心して小児救急医療に関する相談ができる窓口を設ける「小児救急電話相談事業」の創設

地域の内科医等が積極的に小児救急医療に従事できるよう小児救急に関する研修を行う「小児救急地域医師研修事業」の実施

小児科医以外の医師がITを活用して小児救急患者の病理画像等を小児科専門医の所在する医療機関に伝送し、診療支援を受ける遠隔医療システムの導入の支援

小児科医と小児科医以外の医師が共同作成した小児初期救急診療ガイドブックを小児科医以外の医師に対して普及させる

など、地域の小児救急医療体制の整備を推進している。

また、小児救急に携わる医師の過重な労働が指摘されていることを踏まえ、2002（平成14）年度から、厚生労働科学研究において、小児科医師の勤務状況の改善、小児救急における地域小児科の連携体制のあり方等、小児科医の確保・育成に関する研究が行われている。

さらに、小児医療についての診療報酬上の措置については、2004（平成16）年度の診療報酬改定において、小児入院医療管理料の算定要件の緩和、新生児入院医療管理加算の引き上げ、小児科を標榜する医療機関における時間外加算の見直し、地域連携小児夜間・休日診療料の要件の緩和等、小児医療に配慮した見直しが行われた。

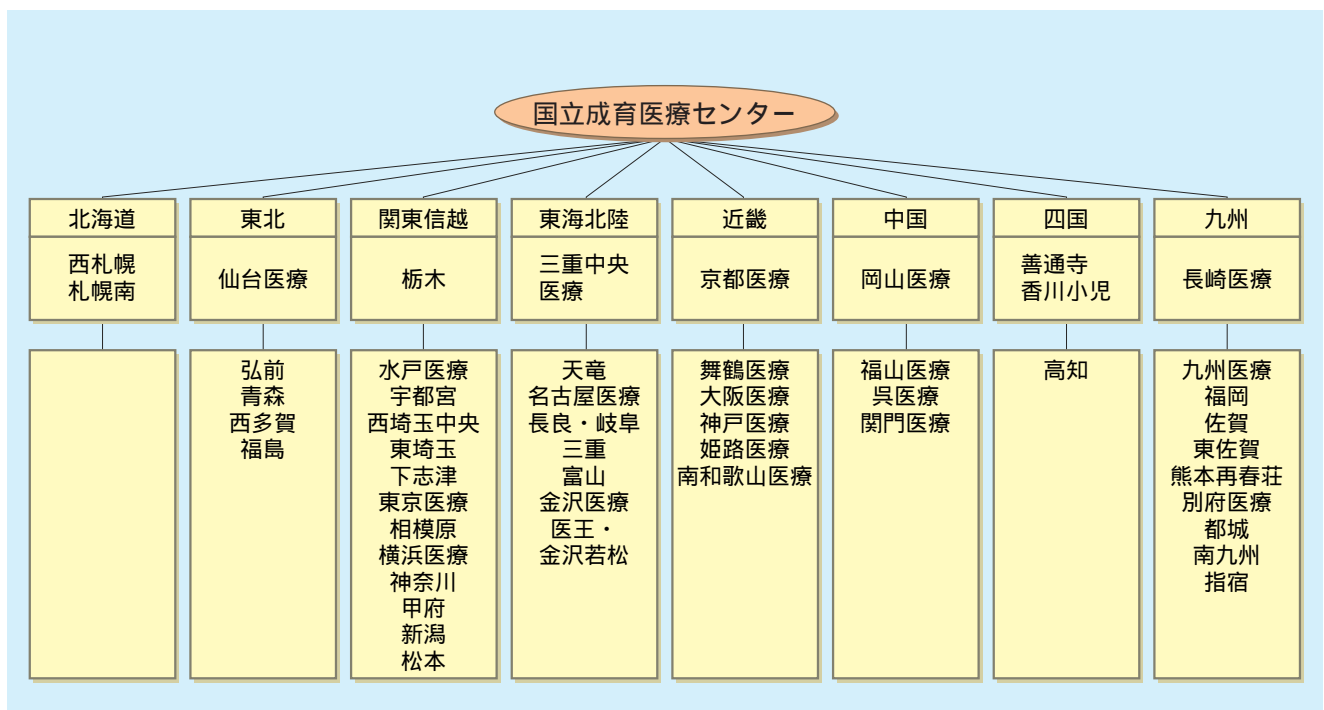
（2）周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するための、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制である周産期医療ネットワークの整備を行っている。

国が担うべき政策医療の1つである成育医療分野では、国立成育医療センターを中心とした「成育医療政策医療ネットワーク」を構築し、独立行政法人国立病院機構のネットワーク構成施設と連携して、医療の質の向上のための研究の推進や標準的医療等の普及に取り組んでいる。

特に、国立成育医療センターでは、生殖、妊娠、胎児期、周産期、新生児期、小児期、思春

第2-2-2図 成育医療政策医療ネットワーク



期、成人期に至る一連のサイクルに関わる全ての身体的、精神的疾患を対象とした高度先駆的医療、医療従事者への教育研修、治療に直結した臨床研究及び全国の医療機関等へ医療情報の発信に取り組んでいる。

(3) 小児慢性特定疾患対策

小児慢性特定疾患の治療研究事業を行い、もってその研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資することを目的とし、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施しているところであるが、本事業の給付内容の改善と重点化等を図るため、児童福祉法改正法案を第159回通常国会に提出した(継続審議)。

今回の見直しは、給付内容の改善・重点化として、

対象疾患等の見直し(10疾患群 11疾患群)

通院対象者(重症者)の追加

軽症患者の除外及び重症患者への重点化対象年齢の整理(18歳未満 20歳未満)

等を行うとともに、低所得者層に配慮しつつ、他の公費負担医療との均衡から、無理のない範囲の患者負担を求めることとするものである。

4 母子家庭等の自立支援

母子家庭の急増等の新しい時代の要請に対応するため、2002(平成14)年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され(2003(平成15)年4月から施行)また、2003年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」(平成15年法律第126号)が成立した(同年8月から施行)。これらの法律に基づき、

子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」

母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」

養育費の確保に向けた広報啓発等の「養育費の確保策」

児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」

といった自立支援策を総合的に展開している。

2003年3月には、改正母子及び寡婦福祉法に基づき、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成15年厚生労働省告示102号)を策定し、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項などを取りまとめ、さらに、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の施行を受けて、同基本方針の一部改正を行った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、2004(平成16)年3月には、養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等において活用されるよう各地方公共団体等に配布した。

5 児童虐待防止対策の推進

母子保健活動に従事した経験のある保健師、助産師資格を有する者等に対して、児童虐待に関する最新情報及び虐待予防に必要な支援技術に関する専門研修を行い、その受講者を登録して、地域子育て支援センター等、市町村の相談事業における親子の支援に活用している。

また、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応体制の充実を推進するため、行政機関のみならず国民に対しても、児童虐待の禁止及び発生予防を呼びかけるとともに、関係機関(者)に対しても子どもを虐待から守るための対応の心得を広報している。

虐待を受けている児童の増加等に対応するため、2004(平成16)年度から、入所児童の早期家庭復帰等を図るため総合的な家庭調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー) 入所児童に対しきめ細かなケア

を行う被虐待児個別対応職員を全児童養護施設等に配置するなどした。

温かい家庭において児童を養育する里親制度は大変有意義なものである。その普及を図るため、2004（平成16）年度から新たに、児童相談所から里親をサポートする者を派遣し、里親の養育負担を軽減する事業、里親相互の交流により養育技術の向上等を図る事業を創設するなどして、里親支援のより一層の充実に努めている。

さらに、児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体における児童虐待の予防から自立支援までの責務の強化、通告義務を拡大し、児童虐待を受けたと思われる児童を対象とすること、児童相談所長又は都道府県知事における警察署長への援助要請等による、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備、等を内容とした、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の改正案が第159回国会において成立し、2004年10月1日より施行されている。

6 障害児及びその家族への支援

児童思春期におけるこころの健康づくり対策として、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、児童相談所等で児童思春期の専門相談を実施し、また、思春期問題について、関係機関との連携に取り組んでいる都道府県を選定し、思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業を実施した。

また、障害のある児童につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「障害児通園（デイサービス）事業」や、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった、障害のある児童につき、施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う「障害児（者）短期入所事業」を行っている。

なお、身体に障害のある児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短期の治療により効果が期待される児童に対し必要な医療を給付している。